

平成22年度後期高齢者医療保険料が確定 保険料の納め方、金額が 変更になる場合があります

問合せ先／
住民課 (979-8111)

平成22年度分の後期高齢者医療保険料(保険料)は、平成21年中の所得によって決定します(このことを確定賦課といえます)。
4月・6月・8月の仮徴収ですでに保険料を納付している人は、確定賦課との差額が生じた場合、仮徴収額が少なければ、残りの額を納めていただくことになります。また、確定賦課で決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ、その差額が還付されます。
納付は、年金の差し引きによる方法(特別徴収)と、現金または口座振替による方法(普通徴収)があります。年金を受給している人

わからないことは
お気軽にお問い合わせ
ください。



後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払われる皆さんの医療費として使われています。皆さんの保険料は安定した医療制度を維持していくうえで欠かすことができません。納め忘れのないよう、お願いします。
また、特別な事情があって保険料の納付が困難なときなどは、ご相談ください。

は、原則として年金の差し引きによる方法で、基本として下の表のような納付スケジュールになります。
また、年金差し引きで納付している人も、申し出により口座振替による納付を選択することができます。

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、保険料が軽減される措置があります。
①平成21年度と同様に後期高齢者医療制度の被保険者本人と世帯内の総所得金額に応じた軽減措置があります。詳しくは、住民課国保年金係にお問い合わせください。
②後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社などの健康保険組合などの被扶養者」だった人は、所得割が課されず、均等割が9割軽減されます。

納付スケジュール (保険料を納める方法と納付月)

●=年金差し引き
◎=現金または口座振替

納める方法		納付月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収 されている	引き続き年金差し引きの人	●		●		●		●		●		●	
	確定賦課で普通徴収になる人	●		●		●		◎	◎	◎	◎	◎	◎
仮徴収 されていない	確定賦課で年金差し引きになる人					◎	◎	●		●		●	
	確定賦課で普通徴収になる人、既に年金差し引き中止を申し出ている人					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※年度途中で75歳になった場合や町内に転入した場合などは、しばらくの間普通徴収になります。

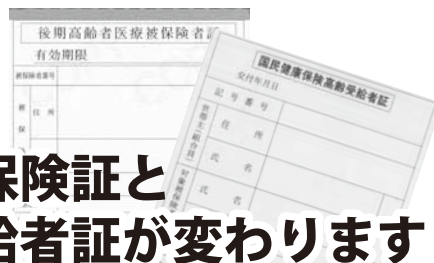


問合せ/住民課 (979-8111)

8月1日は保険証の切り替え日

後期高齢者医療制度保険証と 国民健康保険高齢受給者証が変わります

現在お持ちの後期高齢者医療制度保険証（緑色）と国民健康保険高齢受給者証（藤色）は、8月1日以降は使えません。新しい保険証・受給者証を7月下旬までに対象者に郵送しますので、8月からは新しいものをお使いください。8月になっても届かない場合はご連絡ください。



後期高齢者医療被保険者

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発給年月日	
一部負担金の割合	
発給年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

みどり色



オレンジ色

後期高齢者医療制度保険証をお使いの皆さん

8月からは **オレンジ色** の保険証をお使いください。

県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示されている広域連合、または「住所」に表示されている市区町村にお問い合わせください。後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も8月以降は使用できなくなります。「世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）」の被保険者に該当する人は、**自動更新のため減額認定証の手続きは必要ありません。**

新しい保険証・受給者証が届いたら、住所や名前、生年月日、一部負担金の割合（皆さんが負担する医療費の割合）などをご確認ください。この割合は平成21年中の所得によって決まるため、前回と異なる場合があります。

70歳〜74歳の国保被保険者

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	
記号番号	
住所	
氏名	
生年月日	
一部負担金の割合	
発給年月日	
有効期限	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

ふじ色



うぐいす色

国民健康保険高齢受給者証をお使いの皆さん

8月からは **うぐいす色** の受給者証をお使いください。

町外の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示がある市区町村にお問い合わせください。国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、8月以降は使用できなくなります。**再度、減額認定証の申請手続きを行ってください。**また、高齢者受給者証を持ち、非自発的失業などに伴う国保税軽減手続きをした人がいる世帯でも申請ができる場合がありますので、ご相談ください。 ※国民健康保険の保険証は10月1日に更新されますので、9月末までに郵送します。

減額認定証とは

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、超えた分は後の申請により高額医療費として払い戻されますが、あらかじめ認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。減額認定証を持っていない人は、入院する時に住民課窓口で必ず申請をしてください。入院時の食事代などの減額は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険料を滞納している場合は、認定証の交付が受けられないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

有効期限が過ぎた保険証や減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。

